

非化石価値取引市場について

資源エネルギー庁

2021年8月27日

はじめに

- 前回の本作業部会においては、再エネ価値取引市場の個別論点について、需要家へ行ったアンケート結果等をお示した上でご議論いただいた。
- 今回も引き続き、個別論点の①需要家の要件、②仲介事業者の具体的な要件や規律内容、③最低価格の水準等の、主要な論点についてご議論いただきたい。

【参考】再エネ価値取引市場の各課題に対する今後の論点①

第54回制度検討作業部会(2021年7月16日) 資料4より一部改

- 今後の議論すべき主な課題と具体的な論点を整理すると以下の通り。
- またこれらの他にも、議論となりうる課題や論点がないかご意見を賜りたい。

主な課題

具体的な論点

需要家の要件

- 広く参加を求めるものの、最低限の要件（定性、定量面で）の必要はないか
- JEPXにおける規定に基づき、取引所参加により生じる一定の取引コスト等によりある程度参加者が限られるものと考えてよいか

仲介事業者の要件

- 仲介を認める場合、対象とすべき事業者の範囲をどうすべきか
- 仲介という行為について、どのような権限、機能、規律など要件を認めるべきか
- 仲介事業者に対する管理手法等をどうすべきか
- 仲介業務による税務・会計上の整理等
- 仲介事業者による売れ残りの証書の取扱い

最低価格の 具体的水準

- 既存の他制度（Jクレジットやグリーン電力証書）との価格差をどう考えるべきか
- 海外の証書制度と同程度の水準とするか、FIT証書はそれとは異なる水準とするか
- 証書の売れ残りの取り扱いとの考えと合わせてどう考えていくべきか

- 1. 個別論点①需要家の要件**
2. 個別論点②仲介事業者の要件
3. 個別論点③価格水準

需要家の要件

- 前回及び前々回のご議論では、需要家の要件は可能な限り間口を広くし、徒に厳格にならないようにすべき旨や、具体的な制約は本作業部会よりも、むしろ市場取引の主催者であるJEPXにおける参加資格要件を基本とすべき旨のご意見を頂いた。
- 今回の制度の見直しは、需要家の環境価値へのアクセス環境を改善し、証書の利便性向上を図ることを目的としており、試行的取組においてもその門戸は可能な限り広げ、需要家間の取引機会の公平性は確保されるべきものと考えられる。
- また、前回お示した需要家へのアンケートにおいても、本市場における直接的な取引の参加を望む声も一定数存在することが窺える。
- こうした点を踏まえ、需要家の要件については、取引所における市場参加者として相応しい信頼性を担保する観点から、**日本卸電力取引所（JEPX）の取引資格の取得要件を満たすことを最低限の条件**としつつ、例えば、**国内の法人格を有すること**を追加的な取引参加資格として定める方向で、JEPXにおいて検討することとしてはどうか。

- これまでのご議論において、本市場における需要家の参加に関する基本的な方向性については、取引機会の公平性確保の観点から、徒に厳格なものとせず、幅広い需要家の市場参加を認めるとして概ねご賛同頂いた。
- 他方、前回のご議論においては、試行的な取組においては、実務上での処理の煩雑さを回避する観点からも、例えばRE100などの参加企業をまずは要件としつつ、実務上問題なければ、段階的に要件を拡大していくのも一案、との趣旨のご意見も頂いた。
- 今回の見直しにおいては、需要家による取引機会の環境価値へのアクセス環境の改善がその目的の一つであることから、試行的取組においてもその門戸は可能な限り広げることで、取引機会の公平性の確保すべきものとも思われる。
- そうした中では、**取引所における市場参加者として相応しい信頼性を担保する観点から、JEPXの取引資格の取得要件を満たすことを最低限の条件**としつつ、今回のアンケート結果も踏まえながら、更なる需要家とのヒアリングなどを行い、具体的にどのような要件であることが望ましいか、検討を深めていくこととしてはどうか。

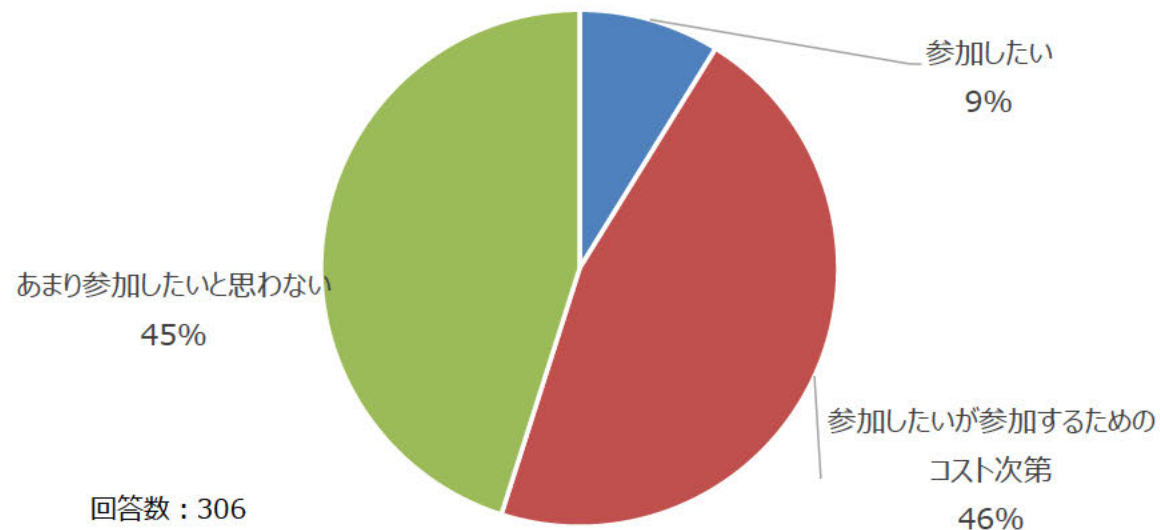
【参考】需要家アンケート結果とJEPX取引資格取得要件

第55回制度検討作業部会（2021年8月5日）
資料4より抜粋

- 需要家アンケートでは、再エネ価値取引市場への参加については、参加するためのコスト次第という回答も含めると半数以上が参加を希望している。
- 現在の日本卸電力取引所の取引会員規程では、取引資格の取得要件として
 - ・ 純資産額：1,000万円以上
 - ・ 入会金：10万円
 - ・ 信認金（預託金）：100万円などの形式基準や取得に係るコストが規定されている。

※ただし、11月の再エネ価値取引市場開始に向けて規程改定予定。

＜再エネ価値取引市場への参加希望＞



【参考】第54回制度検討作業部会（7/16）における主な御意見

- 需要家の要件について可能な限り間口を広げて欲しい。一方、初期に間口を広げすぎて予想外に多くの需要家が参入してしまい、システム上管理しきれなくなると困るので、まずはRE100参加企業やTCFD賛同企業を対象にして、徐々に拡大するのも一案ではないか。
- 需要家が参加する場合は現行のJEPXの参入ルール見直しが必要。預託金なども考えており、ある程度の負担はお願いさせていただくが、現行の会員の負担とは異なるものを検討している。
- はじめは制約して徐々に対象を広げるというのは説得力がある。合理的な制約がされることを期待する。

【参考】第55回制度検討作業部会（8/5）における主な御意見

- 需要家の要件については、むやみに厳しくなることを希望。
- 需要家の要件について、現行のJEPXの参加要件以上に制約する必要はないと思う。

1. 個別論点①需要家の要件
- 2. 個別論点②仲介事業者の要件**
3. 個別論点③価格水準

仲介事業者について

- 前回の本作業部会では、仲介事業者が自ら取引当事者となり、市場から調達したFIT 証書を需要家へ販売する機能を有することを前提に、仲介事業者の取引参加資格や規律等について、幅広くご議論いただいた。
- ご議論の中では、仲介事業が、本証書の潜在的な需要を市場取引において適切に反映できる点や、市場取引の活性化を促すことができるなど、その参入効果を期待するご意見があった。
- 他方、参加資格に対する専門性の要否等の要件に加え、顧客となる需要家保護の観点や、取引に対する信頼性および事業者の不当行為を防ぐ観点から、取引規律として、例えば、需要家への説明責任や書面交付、利益相反行為の類型化、余剰購入量の確認などの取引規律の必要性についてもご意見をいただいた。
- 本日は、前回いただいたご意見を踏まえつつ、仲介事業者の取引の相手方などの具体的な在り方を前提に、仲介事業者の要件や規律について、より具体的な内容をご議論いただきたい。

- 前回の本作業部会においては、環境価値である証書に対する需要家の調達環境の向上に資する仲介事業者の市場参加の是非について概ね異論はなかった一方、その事業規律の在り方について様々な御意見をいただいた。
- 本日、仲介事業者の事業規律について御議論いただくにあたり、まず「仲介事業」の具体的内容を整理すると、大きくは以下の2つに区分されるとものと考えられる。
 - ① 売買取引当事者の間に立ち、契約上は直接の取引主体とはならず、間接的に取引をサポートするもの（ex. 不動産仲介）
 - ② 自ら取引当事者となり、顧客である購入者側からの委託や自らの判断に基づき商品等を購入し、他者に販売するもの
- このうち、上記①は、再エネ価値取引市場におけるオークションに直接参加するものではないため、本作業部会では、取引主体となりうる上記②を念頭に御議論いただきたい。
- その上で、仲介事業者の事業規律の在り方については、**その事業活動の自由が徒に制限されることがないことを基本**としつつ、**需要家保護の観点から不当な取引行為等を未然に防止**することなどを目的に、一定の規律や管理は必要と思われる。
- 具体的な規律や管理手法などについては、既存の類似制度であるJクレジットのプロバイダー制や、小売電気事業者が遵守すべき事項を定めた小売営業ガイドライン等を参考にすると、次頁のようなものが考えられるが、その他どのような要件が考えられるか。

【参考】仲介事業者の要件（例）

（１）取引参加資格

- ・財務の健全性 ex. 純資産額〇万円以上
- ・組織体制（ガバナンス） ex. 情報管理に関する規程
- ・欠格事由 ex. 反社会的勢力

（２）取引規律

- ・需要家への説明
- ・手数料の透明性

（３）報告・開示

- ・定期取引報告（対取引所） ex. 需要家への販売量
- ・情報開示

（４）その他

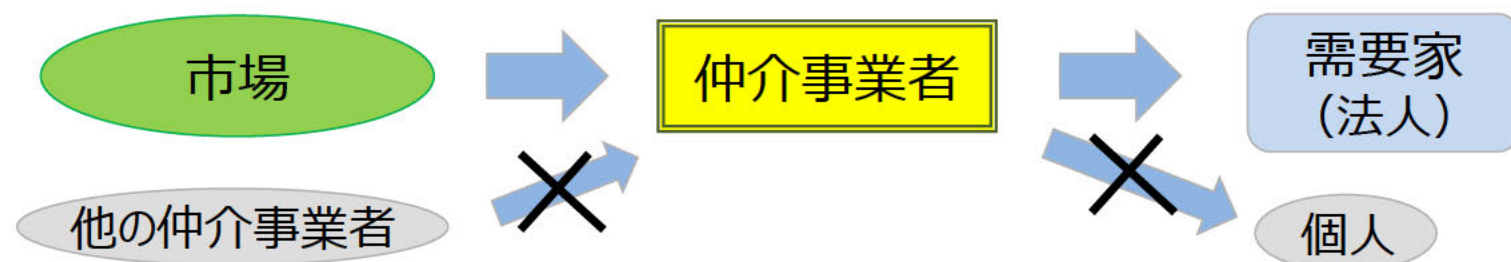
- ・制裁措置 ex. 取引参加資格の喪失

【参考】第55回制度検討作業部会（8/5）における主な御意見

- 仲介事業者については賛成。潜在的な需要を市場での取引に適切に反映させるという点でよいと思う。
- p14「自ら取引主体になるもの」の中には、不動産賃貸事業者といった様々な業種が考えられるが、それらを含めて仲介事業者と定義している②の整理に賛成。仲介事業者が市場から退場することがあっても需要家が不利益を被らないような仕組み、需要家保護の観点が重要。
- p15「手数料の透明性」の部分の書き方が気になる。「手数料」といえるのか。
- **どのような事業者が仲介を担うのが効率的なのかをよく考えてほしい。エネルギー業界に詳しい人がやった方がいいのではないか。**
- 仲介事業者について証券会社のようなものと理解。需要家の属性が様々という観点で類似の制度として参考にと良いと思う。
- 仲介事業者が生じることで、どのような利益相反が生じるのか、利益相反行為の類型化が必要。それによって参考にするべき法律や制度が明らかになる。
- 仲介事業者の要件について、仲介行為は代理購入に限るのが望ましいという考えに変わりないが、市場活性化を考慮して自ら調達して他者に販売する行為も仲介事業に含めるのであれば、**証書単体での取引や転売を前提とした規律や管理手法が必要と考える。**
- **仲介事業者の参入・退出の条件、退出あるいは売れ残った場合の証書の処理方法、需要家への説明、書面交付、ダブルカウント回避を含めた証書の保有・償却手法等について、ガイドラインで定める必要がある。**
- 仲介事業者の参入・退出の条件については市場の需要家保護、信頼性確保の観点から仲介事業者を登録制、認可制にするのもあり得る。
- 仲介事業について、小売事業者が仲介ニーズの受け皿を目指す形が多くなると思うが、どの小売りでもできるとなると規律が乱れる恐れがあるので、電力取引量などでハードルを設けるべき。
- **仲介事業者が必要以上に買ってしまうことがないように、例えば需要家の購入希望に基づく紐付けを行って入札を行うだとか、証書を余らせてしまった事業者については事後的に確認をするなどが必要なのではないか。**
- 仲介事業者について、環境価値が間違った使われ方をしないよう、消費者保護の観点からも統一的なルールを作るべき。
- 税務・会計上の整理については、制度の前提条件が変わった中「小売だけが証書を取り扱え、かつ事業者間の転売ができない」という現行の整理と同じであり続けることはかえっておかしい。小売事業者が仲介事業に参加することの足枷にならないようゼロから議論していただきたい。

仲介事業者の行う取引の範囲

- 仲介事業者の要件・規律の検討に際しては、仲介事業者がどのような取引を行うかが重要となる。例えば、仮に仲介事業者が個人を相手にFIT証書を販売する場合は、消費者保護の観点から詳細な説明義務を課すなど、厳格な規律が求められる。
- この点、仲介事業者には、需要家のニーズに応じて効率的にFIT証書を市場から購入し販売することで、証書取引を促進する役割が期待されることから、**仲介事業者の行う取引の範囲については、需要家のニーズを基本に判断することが妥当**と考えられる。
- こうした観点から、証書の販売先については、①現状、電気の取引と切り離して証書単体での取引を希望しているのは基本的に法人であること、②個人においては、電気とセットで販売される再エネメニューにより現時点ではニーズが満たされていると考えられることから、**当面、販売対象を法人に限定**することとしてはどうか。
- また、証書の購入方法については、①仲介事業者による取引は市場と需要家の間を仲介するために認められるものであること、②仲介事業者間の取引を幅広く認めた場合、必ずしも実ニーズに基づかない事業者間の取引により価格形成が歪められる恐れがあることから、**当面、市場からの購入に限る**こととしてはどうか。



仲介事業者の取引参加要件

- 仲介事業の取引参加要件については、事業活動の自由を大前提としつつも、需要家保護の観点から不当な取引行為等を未然に防止するため、**一定の資格要件や規律を求めることが基本**となる。
- その際、これまで証書を取り扱ってきた小売電気事業者や、クレジットの仲介が行われている類似制度において求められる要件を参照しつつ、証書の仲介事業においても同様に求められる事項を検討していくことが合理的と考えられる。
- FIT証書の取引が行われる日本卸電力取引所（JEPX）においては、卸電力取引への参加資格として、**資産上の要件**（純資産額1,000万円以上）や**欠格事由**（ex. 破産者でないこと）を定めている。
- また、非化石証書と同様、環境価値を具現化したJクレジットのプロバイダー制度は、クレジットの創出・活用を支援するプロバイダーに対し、**財務管理の適正な実施や情報管理体制の整備**を求めている。
- FIT証書の仲介事業者においても、資産上の要件や欠格事由の不存在、財務管理の適正な実施や情報管理体制の整備の必要性は基本的に同様と考えられる。このため、仲介事業者の取引参加要件については、これらを基本としつつ、JEPXにおいて検討することとしてはどうか。

【参考】JEPX会員規程（取引参加要件）

（資産上の要件）

第3条 本取引所において取引する取引会員の純資産額の最低額は、1,000万円とする。但し、電気の実物卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有する必要のないものとして、理事会が別に定めた場合はこの限りではない。

2. 前項の純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額とし、本取引所の規定するところにより計算するものとする。

3. 取引会員の純資産額が第1項の規定による最低額を下回ることとなったときは、本取引所は、遅滞なく、その者の本市場取引を停止する。

4. 前項の場合において、当該取引会員が取引の停止を命ぜられた日から6カ月以内にその者の純資産額が第1項の規定による最低額以上となったときは、本取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除する。

（以下略）

（欠格事由）

第4条 本取引所は、取引会員適格者が次の各号のいずれか（以下「欠格事由」という。）に該当する場合、取引会員たる資格を付与することができない。

(1) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在するこ

と、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により信用がないと認められる者、会社更生・民事再生等の途中の者または外国法令上これらと同様に取り扱われている者

(2) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでの者

（以下略）

【参考】Jクレジットプロバイダー制度（取引参加要件）

- ①事業計画の中で、J－クレジットの創出支援業務や活用支援業務の位置付けが明確になっていること。
- ②案件管理・クレジット管理・資金管理・会計処理等を始めとする各種事務において、職務分掌による権限者が明確になっていること。
- ③クレジット管理や営業に関する業務フローまたは業務マニュアル、業務がそれらに沿って実施されていることを点検する規程類が整備され、これらに基づき実務が行われていること。なお、規程類には必要に応じて行う改訂手順の手続が定められていなければならない。
- ④情報管理に関する以下の規程や手続きを定めていること(個人情報・機密情報の管理に関する規定や文書管理・情報管理に関する規定等)
- ⑤財務管理を適正に実施し、会計上の不正行為を行っていないこと。

仲介事業者の義務

- 仲介事業者は、市場と需要家との間を仲介するに際し、再エネ価値の取引（FIT証書の移転）を担保する役割と責任を担うこととなる。
- 再エネ価値という概念上の取引においては、再エネ価値のダブルカウントの回避や取引の適切な反映といった観点から、取引の記録を適切に管理していくことが重要である。具体的には、取引所に開設した口座や自ら管理する取引記録を通じ、取引の状況を適切に管理していくことが求められる。
- このため、仲介事業者には、購入・販売したFIT証書について、取引日や取引の相手方、取引数量や価額等について、記録義務を課すこととしてはどうか。
- また、FIT証書が仲介事業者の手元で徒に滞留することなく、需要家において有効に活用されていることを確認するため、例えば、需要家への販売量について、取引所に定期的に報告させることとしてはどうか。
- 加えて、こうした規律の実効性を確保する観点から、これらの規律に違反した場合には、取引所における所要の経手を経て、特に違反が重大なときには取引参加資格を喪失させることとしてはどうか。

【参考】JEPX会員規程（処分等）

（取引会員の処分）

第21条 本取引所は、取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。

(1) 本取引所の市場における他の取引会員または特別取引会員との契約を履行しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。

(2) 入会金、年会費、取引会員信託金、預託金その他本取引所に納入し、または預託しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入または預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。

（中略）

(9) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所の取引会員等の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。

(10) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、取引会員規程、紛争処理規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したときまたはこれらの規定に基づく処分に違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。

【参考】Jクレジットプロバイダー制度（定期確認・是正措置等）

＜定期確認＞

原則当該年度の9月末時点のクレジット管理帳簿に基づき、クレジットの管理状況や各手続きの履行状況について確認を行う。

登録事業者は、原則10月の第5営業日までにHPに掲載されている要領に従い、必要提出資料を制度事務局に提出が必要。

※原則として提出書類に基づく書面審理にて実施する。但し、必要に応じてヒアリングや実地調査を行うことがある。

＜是正措置＞

制度管理者は、次の各号の一に該当する事実の発生を認めたときは、登録事業者に対し期限を付した是正措置を命ずることができる。

- ①登録事業者により登録事業者の公表に基づく効果の不当な行使、または誤解を招く表示等の疑義が生じた場合。
- ②登録事業者の取引状況報告書に虚偽の記載があるとの疑義が生じた場合。
- ③定期確認の結果、不備事項の所在が認定された場合。
- ④その他、本基準を満たしていないと思われる疑義が生じた場合。

＜登録の一時停止・取消＞

制度管理者は、前節の規定による是正措置が命じられたにもかかわらず登録事業者が適切な措置を講じていないと認めた場合には、登録の一時停止または取消しを行う。取り消し期間は、取り消しを受けた日から2年が経過するまで。

仲介事業者の取引規律

- 仲介事業者には、需要家のニーズに応じて効率的にFIT証書を市場から購入・販売することで証書取引を促進する役割が期待される一方、**証書制度の信頼性を確保する観点から、その取引において一定の規律が求められる。**
- 例えば、新たに参入した仲介事業者が需要家との情報の非対称性を利用して詐欺的行為を働いたり、証書の購入代金を前払いで受け取りながら需要家に証書を移転せずに倒産したりすると、発展途上のFIT証書取引の信頼性を大きく損なうこととなる。
- 他方、需要家に対して電気を継続的に販売する小売電気事業者とは異なり、**仲介事業者が販売するのは定型的な証書であり、その取引は一過性**である。また、個人への直接販売は予定されておらず、販売先は法人である。
- このため、電気の販売に際して小売電気事業者の遵守事項を細かく定めたガイドライン等は不要であり、現行の卸電力取引所規程が定める**信義則（※）を基本としつつ、追加的にFIT証書の性質に由来する特有の規律を設けることとしてはどうか。**

※不公正な取引を行わない、不注意または怠慢な取引または受託を行わない、など

- 具体的には、例えば、以下のような規律を求めることとしてはどうか。
 - ・取引前に、需要家に対し、再エネ価値の内容及び市場における取引価格の動向を説明すること
 - ・取引後に、需要家の求めに応じ、当該需要家が再エネ価値の正当な権利者であることの証明に協力すること

【参考】電力の小売営業に関する指針（小売営業ガイドライン）の項目

（一部抜粋）

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

（１） 一般的な情報提供

ア 問題となる行為

- i) 料金請求の根拠を示さないこと
- ii) 需要家の誤解を招く情報提供

イ 望ましい行為

- i) 標準メニューの公表
- ii) 平均的な月額料金例の公表
- iii) 価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等
- iv) 電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記
- v) 電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記
- vi) 業務改善命令を受けた事実の公表

（２） 契約に先だて行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

- i) 供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守
- ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如

イ 望ましい行為等

- i) 需要家が新たな需要場所に入居する際の小売供給契約の申込みの対応
- ii) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明
- iii) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明
- iv) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける説明等
- v) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等

（１） 電気事業法上問題となる営業・契約形態

ア問題となる営業・契約形態

イ既に締結されている問題となる契約への配慮

ウ例外的に許容される一定の特別な関係

（２） 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為

ア小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理の電気事業法上の位置づけ

イ問題となる行為

- i) 小売電気事業者が媒介・取次・代理業者を利用する場合の営業活動の在り方
- ii) 媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方
- iii) 取次ぎを行う際に遵守すべき事項

ウ望ましい行為

出所：電力・ガス取引監視等委員会HPより

<https://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/>

1. 個別論点①需要家の要件
2. 個別論点②仲介事業者の要件
- 3. 個別論点③価格水準**

価格水準について（基本的考え方）

- FIT証書の価格水準（最低価格）については、従来の最低価格1.3円/kWhを出発点としつつ、再エネ価値へのアクセス向上を求める需要家のニーズに応える形で、これを大幅に引き下げる方向で検討を行うこととしている。
- 他方、検討に際しては、需要家のニーズのみならず、Jクレジット等の類似の他制度や高度化法義務達成市場における価格動向、FIT賦課金の低減効果等も考慮する必要がある。
- このうち、需要家のニーズについては、前回御紹介した需要家アンケートにおいて、0.1～0.3円/kWhを望む声が最も多かった。
- 一方、Jクレジットの落札価格は直近で約1.2円/kWhとなっており、最近上昇傾向にある。また、高度化法義務達成市場においては、最低価格が0.6円/kWhと定められている。
- 更に、FIT賦課金の低減効果について、一定の仮定を置いて試算すると、0.4円/kWhの場合は約54億kWh（2020年度約定量の約4倍）、0.2円/kWhの場合は約108億kWh（同約7倍）約定すると、2020年度と同程度の効果を得られることとなる。
- こうした状況を踏まえ、FIT証書の最低価格については、0.3円～0.4円/kWhを基本として検討を深めていくこととしてはどうか。

- これまで参照してきた海外などの環境価値取引の制度も踏まえると、自主的な再エネ価値の取引における価格形成は、本来その価値に対する需給のバランスにより決められるべきものであり、人為的な価格制約はできる限り設けないことが望ましい。
- 他方、FIT証書については、その売り手が一者（費用負担調整機関）であり、入札量毎に値付けを行うことが困難なため成り行きによる入札となることから、本証書の取引においては、価値としての評価が著しく損なわれることがないように、最低価格を設けてきた。
- こうした状況は、まずはFIT証書を取引対象とする再エネ価値取引市場においても変わらないことから、引き続き最低価格を設ける必要がある。
- その際、最低価格の水準については、以下の諸点を考慮する必要があると考えられるが、その他どのような要素を考慮することが考えられるか。
 - ・取引開始当初は供給が需要を大きく上回り、最低価格がそのまま取引価格となる可能性が極めて高いこと
 - ・グローバルな競争が加速する中、脱炭素化を進める産業界から、国際的に競争力ある価格水準を求められていること
 - ・安価な証書の購入による再エネ価値の取得機会が、再エネ投資を阻害する懸念があること
 - ・類似の環境価値取引制度や環境価値付きメニューの価格水準とのバランス

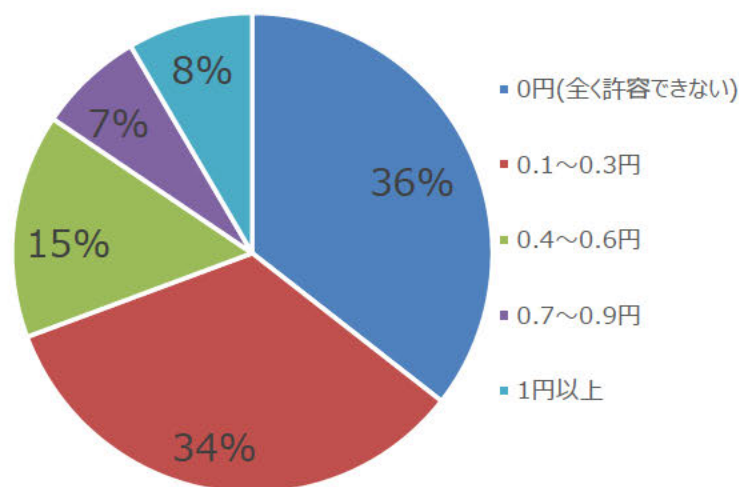
【参考】第55回制度検討作業部会（8/5）における主な御意見

- まずは最低価格を設定せずに始めてうまくいかなかった場合に設定を検討する、または、仮に最低価格を設定するとしても、様子を見て、それがなくなる方向に調整していくこととしてはどうか。
- 価格水準については、初期段階では最低価格を入れた方がよい。賦課金の低減につながるので量と価格を最大化するというのが大事。今の需給状況からすると、ほぼ0円ということもあり得る中、最低価格は必要。
- アンケート結果はもう少し精査していただきたいが、0円のところはあまり見る必要はないのではないか。アンケートから見るに0.3～0.4円くらいが見えてくるのかと思う。
- 最低価格を低くしすぎると投資インセンティブを損なうというのは一概に間違っているとはいわないが、他の主張と整合していなければ、説得力のある議論とは思えない。
- 価格水準について、既存の制度との連続性・整合性という観点から、当初の議論からどういう状況の変化で今回変更するのもかも整理する必要がある。
- 価格水準に関して、本来は最低価格を設けるのではなく需給バランスで決まるのがよいと思うが、高度化法市場との価格差の問題が残っていると考えるとある程度設けるのは仕方ない。
- 価格水準を検討するにあたって、非化石価値取引市場創設の目的に立ち返ると、FIT賦課金の低減という目的があった。アンケートを踏まえて、最低価格ごとに総約定金額がどれくらいになるのか、シミュレーションして参考にするのがよいのではないか。
- 価格が非常に安くなってしまうと、3円台の賦課金を払ってFIT制度を支えているだけの需要家と再エネ価値をアピールできる需要家の負担差がほとんどないことになり、バランスとして違和感あり。例えば最低価格についてはFIT賦課金の一定割合として設定するということもありえるのではないか。ただあまりにも高い最低価格にして売れないと意味がないので、バランスを踏まえた価格の設定が必要。

【参考】需要家アンケート結果

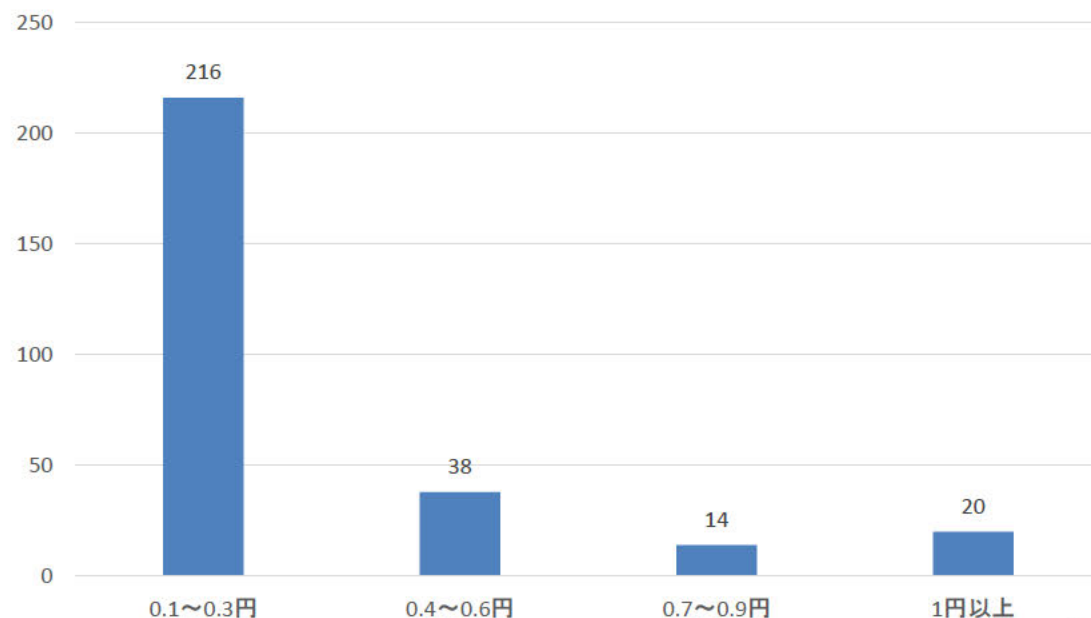
- 再エネやCO2フリー電力を「既に使っている」または「関心がある」と回答した事業者において、既存の契約から再エネメニューに切り替えるとなると、kWhあたりいくらまで許容できるか、という質問に対して、回答事業者数の割合で示すと、**0円（全く許容できない）が約3割強、0.1-0.3円が約3割、0.4-0.6円以上が約3割**となった。
- 0円（全く許容できない）の回答を抜いた場合、回答事業者の購入電力で重み付けした割合で示すと、**0.1-0.3円が約75%、0.4-0.6円が約13%、0.7-0.9円が約5%、1円以上が約7%**となった。

＜再エネメニューへの切り替えに許容しうる価格＞



回答数：225

[億kWh] ＜使用電力量で重み付けした場合(0円の回答は除く)＞

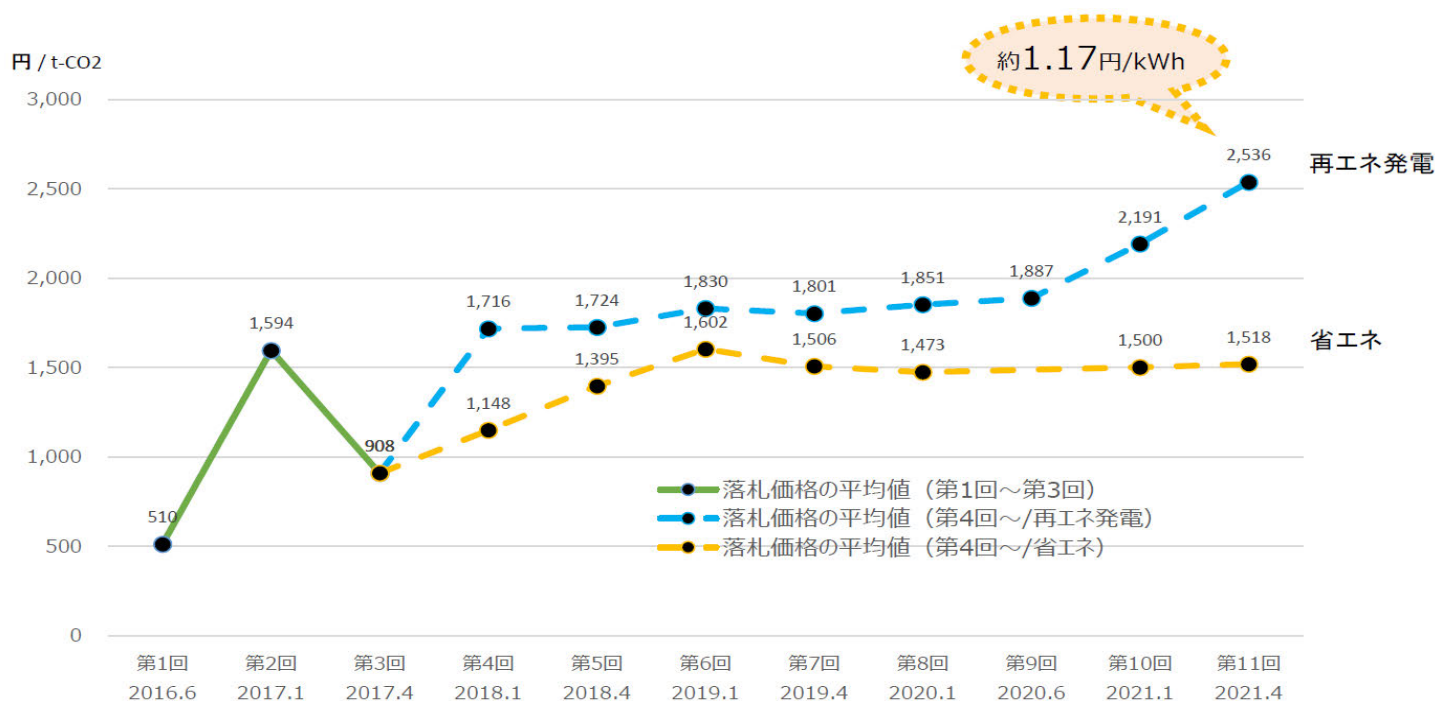


【参考】他制度における環境価値の価格

- J-クレジットについては、近年の再エネ発電由来のクレジット需要の高まりに応じて、平均落札価格も上昇しており、2021年4月の平均落札価格は約1.17円/kWh。
- グリーン電力証書は、環境省の事業者ヒアリングによれば2～7円/kWh程度。

https://www.env.go.jp/earth/earth/re100_1/RE100guidebook.pdf

<Jクレジットの入札状況の推移（平均落札価格）>



※平均値は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したものの。

【参考】FIT証書収入の推移

- FIT賦課金の軽減に充てられるFIT証書の収入は、2020年度は約19億円。賦課金総額約2.4兆円の0.08%にあたる。
- 本年度の賦課金想定額が2.7兆円であるとする、その0.08%、すなわちFIT証書売り上げ額が21.6億円であれば、昨年度と同程度の賦課金軽減効果となる。

	再エネ賦課金 (/kWh)	賦課金 (円)	約定価格① (約定量加重平均価格)	総約定量 (kWh)②	①×② (円)
2017年	2.64円	2.1兆	1.3円	—	
2018年	2.90円	2.4兆	1.3円	3500万	4550万
2019年	2.95円	2.4兆	1.3円	4.4億	5.7億
2020年	2.98円	2.4兆	1.3円	14.6億	19億
2021年	3.36円	2.7兆 (推定)	★(次頁)	☆(次頁)	

【参考】約定価格と賦課金軽減額

- 仮に2020年度と同程度の賦課金軽減効果を得ようとする場合、約定価格と約定量の関係は以下の表のとおりであり、kWh単価0.4円の場合は54億kWh、0.3円の場合は72億kWh、0.2円の場合は108億kWhの需要があれば、賦課金軽減額は21.6億円（賦課金総額の0.08%）を上回る。
- なお、先般実施した需要家アンケート（回答事業者数:338）では、回答事業者全体の購入電力量が約1,145億kWhであるところ、足下での再エネ（もしくはCO2フリー）電力の購入希望量は約163.3億kWhであった。

約定価格（円）＼約定量（億kWh）	25	50	75	100	125	150	175	200
0.1	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20
0.2	5	10	15	20	25	30	35	40
0.3	7.5	15	22.5	30	37.5	45	52.5	60
0.4	10	20	30	40	50	60	70	80
0.5	12.5	25	37.5	50	62.5	75	87.5	100
0.6	15	30	45	60	75	90	105	120
0.7	17.5	35	52.5	70	87.5	105	122.5	140
0.8	20	40	60	80	100	120	140	160
0.9	22.5	45	67.5	90	112.5	135	157.5	180
1	25	50	75	100	125	150	175	200

今後のスケジュール

- 9月下旬 : 本作業部会において個別論点の整理、決定
- 9月中目途 : 中間とりまとめ（案）
- 10月 : パブリックコメント
- 11月19日 - 26日 : 再エネ価値取引市場オークション